

令和6年度南小国町会計年度任用職員追加募集要項

1. 会計年度任用職員について

会計年度任用職員とは、一会計年度内（4月1日～翌年3月31日）ごとに任用される非常勤の地方公務員です。

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が創設されており、本町も令和2年度から様々な職種で任用を行っております。

2. 募集について

（1）申込資格

次の地方公務員法第16条の欠格事項に該当しないもの

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 南小国町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（2）申込書類・期間

申込書類：南小国町会計年度任用職員採用申込書兼履歴書

資格が必要な職種は資格証等

申 込 先：南小国町役場 総務課（郵送又は持参）

申込期間：令和6年10月4日（金）～令和6年10月18日（金）、8:30～17:15

（3）選考方法

選考は書類選考（履歴書における経歴等）により実施します。

（4）選考の流れ

選考を通過された場合は、令和6年11月1日に任用される予定です。配属先（課等）については、役場にて選定します。

また、会計年度任用職員の任用は年度ごととなるため、再度任用を希望される方は、毎年度申込書類を提出する必要があります。

（5）募集職種

別紙、募集職種一覧表のとおり

（6）勤務日数・休日・休暇

勤務日数は、週5日以内で定めます。

土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休業ですが、保育園においては、土曜日出勤する場合があります。その他の職務においても週休日・休日等に出勤する場合があります。

また、休暇については規則・訓令等に基づき、年次休暇、特別休暇等を利用できます。（任用期間等に応じて日数等は変わります。）

（７）給与等

会計年度任用職員の給与・報酬等の条例・規則等に基づき、給料・通勤手当・出張の際の旅費・期末勤勉手当（１２月）、又はそれに相当する報酬・費用弁償・期末勤勉手当（同上）を支給します。

次年度以降も継続して任用された場合は、経験年数の加算（昇級）があります。

※令和６年度からの変更点

- ・一定条件を満たした場合に勤勉手当を支給予定
- ・年度途中で給与の改定があった場合は４月に遡って改定予定

（８）社会保険等・雇用保険等

以下の保険について、以下の条件を満たす場合には加入となります。

＜社会保険等＞ 以下の条件を満たす場合は加入となります。

- ① 週 20 時間を超えて勤務する者
- ② 月額 8.8 万円以上の方（給料のみで年 106 万円以上の方）

＜雇用保険＞ 任期 1 ヶ月以上かつ週 20 時間以上勤務する者

（９）その他

地方公務員法に定める以下の服務規程が適用され、分限・懲戒処分などを受ける場合がありますので、遵守をお願いします。

（カッコ内は地方公務員法の各条に対応しています。）

- ① 服務の根本基準（第 30 条）
- ② 服務の宣誓（第 31 条）
- ③ 法令及び上司の命令に従う義務（第 32 条）
- ④ 信用失墜行為の禁止（第 33 条）
- ⑤ 秘密を守る義務（第 34 条）
- ⑥ 職務に専念する義務（第 35 条）
- ⑦ 政治的行為の制限（第 36 条）
- ⑧ 争議行為等の禁止（第 37 条）
- ⑨ 営利企業等の従事制限（兼業の禁止）（第 38 条）※パートタイムの者は除く

【問合せ先・任用申込先】

〒869-2492 阿蘇郡南小国町赤馬場 143 番地

南小国町役場 総務課

電話 0967-42-1112

※また、以下の場合には、速やかにご連絡をお願いします。

- ・申込書記載に変更がある場合
- ・ほかに就職先が決定した場合、又は任用を希望しなくなった場合